

Co. マチ黒瀬みどりの協定について

みどりある街づくりが
人を繋ぐ場所になる

永く住む街だからこそ「生活しやすい立地条件」は大切。日常の生活を優先すると「みどりと触れ合う空間」から離れがちになる。この二つの条件を一つの街で叶えたい。そんな思いから「みどりの協定」を設けました。木陰で人々が会話しコミュニティーが生まれ、その繋がりが街の資産価値へと繋がります。



富山市黒瀬

Co. マチ

協定の主な内容

- ①緑化面積は敷地面積の 100 分の 10 以上を確保すること。
- ②敷地面積の 100 分の 5 以上の緑化面積については、接道部に重点を置いた配置とすること。
(接道部とは前面道路からおおむね 5m 以内の範囲)
- ③緑化面積算定基準は富山市公共交通沿線住宅取得支援事業に準じます。
例：高木 1 本=4.5 m²換算、中木 1 本=1.5 m² 等々 (詳しくは富山市の HP を参照ください)
- ④緑化は土地の建物完成後、おおむね 1 年以内に完了していただきます。